

第二十二回 参議院農林水産委員会會議録第十六号

昭和三十年六月九日(木曜日)午前十一時七分開会

委員の異動

六月八日委員森崎隆君辞任につきその補欠として小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 江田 三郎君
理事 白波瀨米吉君
戸叶 武君
千田 正君

委員

青山 正一君
池田宇右衛門君
大矢半次郎君
重政 庸徳君
長谷山行毅君
飯島連次郎君
小林 孝平君
三橋八次郎君
東 隆君
棚橋 小虎君
菊田 七平君

政府委員

農林大臣官房長 安田善一郎君

事務局側

常任委員 安楽城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 林 達磨君
会専門員 野田哲五郎君

説明員

農林省農林経済局統計調査部長 野田哲五郎君

食糧庁総務部長 新沢 寧君

本日の會議に付した案件

○砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に關する法律案(内閣送付、予備審査)

○農林水産政策に關する調査の件(農林省設置法及び行政機關定員法の改正に關する件)

○委員長(江田三郎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

砂糖の価格安定及び輸入に關する臨時措置に關する法律案を議題といたします。本法律案につきましては、去る五月三十一日の委員会において提案理由の説明を聞いたのでありますが、本日法律案の内容及び関係事項について農林当局から説明を聞くことにいたします。食糧庁総務部長。

○説明員(新沢寧君) 砂糖の価格及び輸入に關する臨時措置に關する法律案につきまして、条を追いまして簡単に御説明を申し上げたいと思ひます。

第一に、この法律の目的でございますが、御承知の通り砂糖の価格につきましては、その供給源がほとんど全部外国に限られておりますために、外貨事情等のために供給が必ずしも円滑に行つておらないわけでございます。そのために従来非常に価格が不安定な状態を續けて参つておりました、そのために重要な生活物資であります砂糖の価格を不安定に置きまして、一般家庭あるいは砂糖を原材料にして使います諸産業に対しまして非常に悪影響を

与えておつたわけでございます。そこでこの法律によりまして第一に価格の安定をはかるというのを考へております。次に先ほども触れました通り、輸入に依存しておりますけれども、現在の外貨事情によりまして必ずしも十分の輸入を全うすることができないという実情がございまして、結果として砂糖の輸入によりまして相当の差益が生ずるといふことが考へられます。それは外貨の割当という事に伴つて反射的に出て参ります利益でありますので、これを単に一部の人の享有に属せしめるという事は必ずしも社会公益的な見地から適當ではないという意味合いにおきまして、その利益の一部を徴収するといふことをもう一つの目的として考へておるわけでございます。

次にこの価格安定をいかにしてはるかかというところでございますが、まず政府といたしましては、主要な銘柄の砂糖につきまして安定価格帯を定めるという事にいたしてあります。この安定価格帯を定めることによりまして、砂糖の販売価格はこれを一つの指標といたしまして、その範囲内において流通をはかるというのを期待したわけでございます。その価格は一つの基準といたしまして従来長い間の統計によつて見ますと、砂糖の供給数量それから国民の購買力それから砂糖の価格との間には非常に密接な関係があることが知られるのであります。この関係を統計的に処理いたしまして、一つの予想価格といふものを出すことが

できるわけでございます。その予想価格を一つの基準といたしまして、なほこれに加へまして、砂糖の原価と申すべきものを一つの参考的事項と考へます。さらに砂糖と非常に用途等において密接な関係を持ちます国内の産物、澱粉、それから生じます水飴、それから主として北海道で生産されておりますテンサイ糖といふものの価格が輸入の砂糖によりまして悪影響をこうむつてはなりませんので、その価格も考へ、さらに価格が家計費の圧迫を無視いたしまして暴騰するといふことも、これは不適當でございますので、家計費に見合ふといふよりなことを種々勘案いたしまして、砂糖の安定価格帯を定めようといふふうに考へておるわけでございます。その今申しましたこと、大体高さがきまつてくるわけでございますが、それに加へまして、どの幅に押えようといふことにつきましては、これも過去数年間におきまして実際の砂糖の価格の変動を統計的に考察いたしまして、まず正常な変動率と考へられるものをとらへ、その範囲内での物の価格の変動をその中に押えて参るといふ考へで、安定帯の上限及び下限を算出したいといふふうに考へておるわけでございます。価格の決定の時期並びに適用期間につきましては、一応私どもは外貨の割当とも関連いたしまして、原則といたしまして、三月及び九月の二回に定めるのがよろしいのではないかとこのように考へておる

わけでございます。ただし初年度におきましては、いろいろ急にこういふ制度に入りますので、事情の変化を急激に來たすといふことを考へなければなりませんので、一応二年間といふことをもちまして、必ずしも二年間ということに定めて、あるいは三月月おきぐ考へて参りたいと思つております。ただ、できるだけ価格の安定といふことは長い期間にわたつて一定の水準を維持するといふことが必要でありますので、できるだけ長い期間に適用させるという考へでおるわけでありませうけれども、初年度につきましては、特にそういう点を考慮に入れておかなければならないものと存じておるわけでございます。この価格の決定につきましては、一応農林大臣がその当事者としてその決定をいたすわけでございまして、先ほども申しました通り、砂糖は主として輸入に依存しております関係もございまして、貿易行政と密接に關連する点もございまして、農林大臣と通産大臣が互いに協議をして定めるという事を考へております。かようなにして設定いたされた安定価格帯は、第一段的には、関係業者の理解ある態度によりまして、その価格安定帯の範囲内で販売が行われるといふことを期待しているわけでございまして、種々の事情によりまして、安定帯の上限をこえまして値上りする、あるいはその下限を下つて低落し、あるいはそのおそれがあるような場合が生じまし

た場合には、農林大臣は、精製業者あるいは砂糖の販売業者あるいは砂糖の輸入業者に対して、安定帯の価格の範囲内で販売することを勧告する道を設けておられるわけでございます。さらに砂糖の販売業者につきましても、販売価格の勧告だけでは足りませんというふうに考えられました場合には、さらに進みまして、時期別の精製数量、あるいは販売数量というものにつきましても勧告ができるようにいたしたいというふうに考えております。

大体この法律案は先ほど申しました通り、価格安定に関する件と輸入利益の徴収という二つの目的になっておりますが、ただいままで申し上げました価格安定に関する分を主として農林省が担当してやっておりますことになりなっております。

以下申し上げます輸入利益の徴収等に関することは主として通産省がその衝に当たるといふふうに、一応両省の間で事務的分担を定めております。

そこで、輸入利益の徴収に關しての考え方でございますが、御承知の通り砂糖に關する外貨資金につきましては、従来は大部分発注証明書を農林省が出しまして、それに基づきまして輸入業者に対して通産省において外貨の割当をしたということになっておつたわけでございますが、それに対応いたしまして、外貨の割当をします際に、一定の方法によりまして、輸入差益を計算いたしまして、それを外貨割当の際に納付することを条件とするというふうにして、外貨割当の際に納付義務をあわせて課するといふ考えを持っておられるわけでございます。なお、従来の

割当だけで参りますと、どうしても過去の実績とか、あるいは工場能力というものを基礎を置いた割当をせざるを得ないわけでございます。その間企業意欲の向上ということに対する努力が失われるということになりかねませんので、この従来の方法による割当に加えて、ある程度競争的な方法によりまして外貨割当の道も開くということも考えておられるわけでございます。割当の場合におきましては、法律、政令に基づきまして、納付すべき差益の額というものは、その法令の規定に従って算出されるということになるわけでございますが、後者の競争によりまして場合におきましては、外貨割当の申請をするもの自身が自分の採算によりまして輸入価格、あるいはそれが国内に入りましてどれぐらいで売れるという見込みを自分で立て、その差額を輸入差益としてみずから見積りをして申請をするということになるわけでございます。従いまして非常に企業努力の結果、合理化の進んでおりますところにおきましては、そうでない業者に比較しまして大きな差益を納付し得るということになるわけでございます。その多くの輸入ができませんよというところによって企業の合理化を期待されるという意味合いで、その場合におきましては、その見積り額、いわゆる特別輸入利益を大きく見積つたものに対して順次外貨の割当をして行くという考え方をとっております。ただしこの競争の場合におきましても、もちろん非常に力強いもののみが独占的に大きな数量の輸入権を得るということでもまた別な弊害が起きますので、その場合においてはやはり外貨割当につきましても、競争の場合におきましては、ある程度の一定の限度を設けなければならぬのではないかというふうに考えておられるわけでございます。また、この法律の目的が価格の安定というところにございしますので、競争によつて安定がかき乱されるということでもいけませんので、いわゆる割当による場合と競争による場合とのその間の数量の割合というものは、後者によつて前者がかき乱されないということを目にしておられるわけでございます。当初は割当によるものの方が大部分を占め、一部が競争によるということにならうかと考えておられます。順次価格が安定するに従いまして、競争による部分が広がって行くというところは考えられると思つております。当初からその割合を大きくするということは考えておられないわけでございます。一応外貨割当の際にこうして輸入利益を納付するといふ義務が外貨割当を受けたものには発生するわけでございますが、そのものは、しかし不可抗力によつて輸入ができませんという場合も考へられますので、その場合にはこの利益の納付金は免除するといふ規定も設けておられるわけでございます。なお輸入差益の納付を確保いたします場合に、担保を取りますとか、あるいは不可抗力によりまして輸入ができませんな場合にはその担保を返還する規定、あるいはすでに納めておりました輸入利益が、不可抗力によつて納付するに納付しております輸入利益を返還いたしますとかいうような技術的な規定が以下六、七条にわたつて掲げてあります。なお価格の決定につきましては、あるいはこの法律の施行上いろいろな調査が必要でございますので、農林大臣及び通産大臣が調査権を持つこととして、第八条にその規定を置いておられるわけでございます。

なお、この法律案は一応三年間の限時法といたしておられます。この理由は、砂糖の輸入によつて砂糖の価格の上下というものは規制されるわけでございますが、望ましいのは、輸入差益というよりなものが生じないような状態に早くなることでございます。たゞいまは外貨資金の事情によりまして、ある程度輸入数量というものを対して制約を設けなければならぬ事情にあります。結果として差益が生じてくるというわけでございます。貿易の伸展によりまして外貨事情がゆるやかになり、砂糖の輸入も十分にできるようにになりますれば、輸入差益といふことも生ぜず、価格の安定もおのずから実現でき、この法律もその必要がなくなるということになるわけでございます。そういうような時期が早晩くるといふことを期待いたしまして、そういうようなやむを得ざる事情が続く限りにおいて、この法律を実施して行きたいというやうな意味合いで、この法律を恒久法といたしませんで、一応三年間の限時法というふうに考えておられるわけでございます。

非常に簡単でございますが、法律の趣旨を逐条御説明をいたしたわけでございます。

○委員長(江田三郎君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(江田三郎君) 速記を始め

て。本法律案の質疑は後日に譲ることにいたします。

○委員長(江田三郎君) 次に、農林省設置法の一部を改正する法律案の件及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の件を一括して議題にいたします。これらの法律案は、いずれも過日内閣から予備審査のため提出され、ただいま内閣委員会に予備付託となつておるものであります。当委員会の所管事項と密接な関係があると思われ

ますので、本日は農林当局からこれらの法律案について説明を聞くことにいたしましたと思つております。総括的な問題につきましましては、官房長なり文書課長でなければならぬのでございしますが、ただこちらへ見えておられませんから、その中の定員法に關係いたしまして、統計調査部長の説明をまずお願いいたします。

○説明員(野田哲五郎君) 統計調査部の定員について申し上げますと、二十九年及び三十年の六月までに定員を減らしまして、三十年の七月以降に保有すべき定員は、本省におきまして四百五人、事務所及び出張所におきまして、一万一千六十八人ということになっておるのでございます。ただいま行政整理につきましては、六月末を目標として、その員数を減らすように努めておるのであります。休職者振替等の問題もありませんので、ほほこの目的は達し得ると、かように思つておるのでございます。私どももいたしましては、定員としてはこの現状において進んで参りたいと思つておりますが、今年度三

十年度の予算から被害調査を拡充いたしまして、共済制度の問題と関連いたしまして、従来被害関係の調査を県単位の推計にとどめておりましたのを、郡単位の推計まで広げることにいたしましたのであります。これに對しまして所要の員数というものを増員いたす必要を感じたのでありますけれども、さしあたりまして内部の定員から五百五十六人をこちらの方へ回しまして、六百四十八人を非常勤で置くというようにいたしましたのであります。六百四十八人の非常勤で置きます者は本来常勤労働者として要求したのであります。が、常勤労働者の設置というものはきわめて困難であるというので、実質的には給手の単価その他装備等につきまして、全く常勤労働者と同一の待遇を受けます六百四十八人の者をこちらに加えることにしたのであります。私どもといたしましては、この新たに加えました六百四十八人の非常勤職員と、内部から差し繰りました五百五十六人の定員をもちまして、今度新たに課されました被害調査というものをやって行きたいと思っております。この被害調査の内容につきましては、いろいろなすべきこともございますけれども、経費の事情、私どもの準備の事情等を考えまして、さしあたりまして水稲について予想取獲高調査時及び推定取獲高調査時におきまして、郡単位に平年反収または引受反収に対する増減収を調べて行く、これによりまして、平年反収または保険の引受反収に對しまして、三〇%以上の増加した面積が幾ら、三〇%以下の被害の面積が幾ら、ということ計算して参りたい、かように思っております次第でございます。

す。まことに簡単であります。一応概要を申し述べた次第であります。○小林孝平君 ちよっとお尋ねいたしますが、今回新たに被害調査を拡充してやられることになったわけでありすが、これは一体理想的というか、あなたがこういうことをやればこれだけ要するというふうに考えられる人数はどのくらいなんですか。○説明員(野田哲五郎君) これ自体といたしましては、千三百四十人の常勤労働者を当初要求したのであります。が、いろいろ大蔵省との折衝の過程におきまして、面積調査及び作況調査の面におきまして若干手を抜くことができない要素があるのでないかという問題が outcome として、その点を検討いたしました結果、面積調査及び作況調査から五百五十六人の定員を持つて参つたのであります。従いまして、この定員を中核といたしまして、六百四十八人の補助職員を加えてこの仕事をやりたいと思っておりますのであります。

○小林孝平君 面積及び作況関係の仕事から五百五十六名を振り向けるという事ですが、そりするのだいぶんこの仕事をやめるのですか。大体この仕事をどれだけの人が扱っておりますのか、そのうちの五百五十六名と、こういうことと、全体は幾らであつて、さうして今度どういふふうに仕事をやるのか、具体的に一つ……。○説明員(野田哲五郎君) 現在の配置におきまして、面積におきましては四千八百四十九人、作況におきましては三千七十二人というのをもちましてこの仕事をやっておりますが、面積調査につきましては、耕地整理の終つておきます水稲の作付面積の調査

については、これは相当手が扱ける段階に参りましたので、これから四百十二人というものを引くことにいたしましたのであります。それから作況調査におきましては予想取獲高調査時におきまされるのですが、この粒数調査につきましては従来肉眼鑑定をやつておつたのであります。しかし最近われわれの方で透視器というものを考案いたしましたので、これによつて判定いたしました。稔、不稔の判定が非常に確実になつて参るのであります。そのために調査の数を半減いたしました。これによつて百四十八人の人を浮かすことにしたわけでございます。○小林孝平君 ちよっと今聞き落しましたが、総体の数をも一度……。○説明員(野田哲五郎君) 面積におきまして四千八百四十九人でございまして、それから作況調査におきまして三千七十二人でございまして、今度さういふふうに仕事の手を省いたことになつて人が浮いたと言われますけれども、これはあれですか、新たに被害調査に人を振り向けなければならぬというので、さういふように手を抜くようになったのですか。当然この人間は浮いてきたと、さういふふうに考えられるのですか……。○説明員(野田哲五郎君) これは被害の調査をいたしたために、さういふ方法を考へることにしたわけでございます。

○小林孝平君 そりしますと、これは無理をしてさういふ手を省くということにしたわけなんですか。○説明員(野田哲五郎君) 若干の無理はあると思ひますけれども、やはり検討いたしましたので、かようなことはできると、かような確信の下にやつた次第でございます。○小林孝平君 それから今の被害調査を理想的に、理想的というか、一応やるとは、千三百四十名を要求したけれども、それが通らなかつたからさういふふうに振り向けたのでやると言うけれども、さういふことでやり得るのですかね。○説明員(野田哲五郎君) 御存じのやうに被害調査を、予想取獲の調査時とそれから推定取獲高の調査時と二回にわたつてやりますと、その後一カ月というものを入れますと四月がこの仕事の対象になつて参ると思うのでございまして、そこで一番この中でピークをなしますのは十月、十一月の坪刈り時でございます。この時期にはこれだけの人間では間に合いませんので、ほかの職員もこれに動員する、またそれで不足の分につきましては人夫賃をもつてこれを補うというよりな仕組みをしておるのでございます。一般の統計調査部の定員の基礎といたしましては、いろいろな仕事に必要な人員を考へます場合に、調査におきまされる人員の一番谷と見まして、その谷を定員をもつて埋めていく、それ以上の山ないしはピークというものは補助的な職員をもつてこれに充てる、かような方式を考へておるのでございまして、十月、十一月の頃はこれは一般に私どもの方は最大のピークになるというよりな時でありますので、職員としては非常に忙しいのでありますけれども、このピーク時を完全に定員の職員をもつて埋めるということになりますと、相当の定員を要するといふようになりますので、不足分は補助的な人夫をもつて補う、かような方法を考へておる次第でございます。また仕事の性質から申しまして、どうしても定員のな人でなければならぬ部分と、全く労働的な部分に分れておりますので、その労働的な部分につきまして、かような方法を考へたいと思つておる次第でございます。

○委員長(江田三郎君) 野田部長、資料はないのですか。今言つた千三百四十人だの、五百五十六人だの何だのと云つて相当ややこしいのですが、これはお出しになっておりませんか。○説明員(野田哲五郎君) ええ、お出ししてありませんが、あとでお出ししたいと思ひます。○小林孝平君 資料を本當に出していただかぬとよくわからぬのですがね。○説明員(野田哲五郎君) 資料はお出ししますが、明日までお待ちいただけは……。○委員長(江田三郎君) ちよっと速記をやめて。○委員長(江田三郎君) 速記を始めて下さい。それでは政府の方で統計調査と食糧庁の関係については、特に新規な事業もあるようでございますからして、それに伴ひましたら詳細な資料を御提出願つた上で、この問題をもう一ぺんあらためて取り上げたいと思ひます。そこでこの問題を離れまして、官房長が見えましたからして、農林省設置法の一部を改正する法律案及び行政機

閣員定員法の一部を改正する法律案のたぐい申上りました以外の点について御説明願います。

○政府委員(安田善一郎君) 今回農林省設置法の改正案を御提案申し上げまして御審議をお願いいたしたいと思つておる次第でございます。

要点を申し上げますと、第一には、農林省におきまして、国際関係の農業食糧機関、たとえばF.O.A.、エカフェ、コロンボ・プラン等、會議または計画に正式に参加をいたしまして、なにかんなくF.O.A.には常任理事国となりました等の関係もございまして、国際協力関係の仕事が農林省といたしましても相当増加をいたしました。またビルマ、フィリピン等との賠償の関係におきまして、同様に農林省としての事務もふえて参つたのでございまして。別途外務省におきましては、あるいは国際協力また賠償につきまして、それぞれ行政機構として拡大、明確化される部分がございますし、建設とか経済審議庁においても、これらの関係がございまして、これらの関係がございまして、大官官房におきまして賠償及び国際協力に関する事務を取り扱うことを農林省設置法の法文上明確にしていただきたいと思つておる次第でございます。目下も行政管理局と政府内部において連絡協議を遂げまして、官房にこの関係の参事官を置いておるのでございまして、そのもとに所要の補佐官も置きまして実施いたして参りたいと思つております。

第三点は米価審議会につきましても、神戸の肥料検査所は神戸市に從來置かれておりましたが、敷地の関係から尼崎に四百万円をもちまして庁舎を新設いたしましたので、住所変更を法文上お願いしたいということでございます。

第四には国際的に稀少物資、供給不足の物資等につきまして需給調整に関する臨時措置法がございまして、この法律に基く権限が農林省の内局また外局である食糧庁、林野庁、水産庁について、設置法上明確になつておりまして同法律が、三月三十一日限りをもって失効いたしましたので、また有効當時でも畜産関係におきまして、衛生器具等にコバルトを使用等のごとに關しまして、この権限と行政が行われておりましたのでございまして、今後法的にこの権限を、設置法上はつきりした実施行政もないことになりましますので、これを削除いたしまするとともに、特に水産庁につきましましては食糧庁、林野庁、本省の面におきまして、外資に關する法律に基いた農林省の所掌事務がございましたのが、何かの下落でございましたか、さしあつたつて水産庁に発生する見込みがなかつた関係でございまして、水産庁にその規定がございせんか、これを農林省内の他の局、庁と同様に権限を入れるようにしていただきたいと思つておるものであります。外資に關する法律の農林省の所掌事務と申しますのは、外国の投資家にかかる技術援助契約を締結する場合、更新する場合、また外国投資家の日本の法人に対する株式の取得等でございますが、それらに關する農林省の権限でございますが、省内におきましては他の局、庁とともに、水産庁も所掌するようになりましてございまして、最近ぼつぼつとそういう事例も農林省各局にわたりました出づつあるわけでございますので、この不明確さを明確にするようにお願いをした

いことを主たる内容にいたしておるものであります。

な御質問がございましたならば、それによりまして詳細私のできません範囲におきまして、文書課長もおりますので御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長(江田三郎君) 御質問でございますか……ついでに定員法の説明

○政府委員(安田善一郎君) 定員法の改正の農林省の分につきまして御説明を申し上げます。まず要約及びその結論的なことを申し上げますと、比較的簡明でございますが、詳細に申しますと、少数の定員数につきましましてかなりの事項について増減がございまして、定数の増減につきましての要約、結論的なことをまず申し上げますと、今年度におきましては、前年度に比しまして、在外公館に勤要員派遣等に伴いまして、在外務省へ農林省から定員を振りかえまして、定員を減少せしめようと思つておる者六人ございまして、その六人の内訳は、政務次官からも提案理由で御説明申し上げましたかと思つて、官房で三人、農地局で一人、食糧庁で二人でございます。そのほかに自作農維持創設資金通法案等の御提案で申し上げておりますが、かねてこれに準ずる種類の資金の供給を農地局において行なつて参りましたが、その業務に關しまして農林漁業金融公庫への定員移管を七人いたしまして、農林省から七人の減員をいたしたいというのでございまして、減は、最後に締めくくりますと、この六人と七人の計十三人でございまして、増員の方はまた別途お願いしたいと思つておりますが、奄美

群島の復帰に伴います政府職員の見込みの復原に伴います政府職員の引き継ぎの暫定措置法がございまして、從來これに關する定員は、その法律に基く政令をもちまして農林省の定員となつておりましたのでございまして、今般各省を通じて、政令の定員を明確に農林省の定員として合併せしめよう、この議が政府の意向でございます。これに伴いまして、増が五十二人、現在すでに政令に基く定員になつておるのでございまして、それを増員いたしたいというのでございまして、その内訳は、統計調査事務所十六人、植物防疫所五人、動物防疫所四人、食糧事務所八人、営林署十九人、いずれも現地に於ける機関の定員でございますが、その計五十二人を増員いたしたい、従つて差引三十九人の増員をいたしたいという改正案でございます。この結果農林省におきましては、現在定員が三万三千二百七十七人、改正案の定員によりまして、二万三千二百九十一人、食糧庁が三万五千四百三十八人が改正案の定員では二万五千四百四十四人、林野庁が同様に現在定員では二万八千三百三十四人が改正案では二万八千五百三十三人、水産庁が現在定員三千三百七十人、増員は変化ございません。合計七万九千九百十九人が改正案の定員では七万九千五百五十八人となる勘定であります。

この内訳につきましては、なお、ある所屬せしめるべき事項の定員から、他の増員をいたしたいという事項の定員に振替をいたしたいと思つてございまして、そのほかに、数は多くはございませぬが、多々ありまして、その差引きは増と減とがゼロになつておるのでございまして、いずれも農林省の

三十年度の業務にかんがみまして、ある事項はさらに重点を置きまして、あるいは新規の行政事務の方に重点を置いてやる、こういうことの方に増を考へまして、簡素化をはかつたり、他の方に仕事を移した方がいいと思ひまするもの、あるいは事務がなくなつてしまつたもの、こういうものについて減をはかりまして、その分が、たゞいま要約をいたしますと、以上のように説明を申し上げましたほかに、増減差引ゼロになつておる分がかなりたくさんあるわけでございます。

それを申し上げますと、大臣公邸の廃止の措置が政府部内でございます、その管理のための職員が二人ございましてその減をしようと思ひます。

また先ほど御説明申し上げました自働維持資金金融業務、これは公庫への振替七人を含みまして、従来農地局の特別会計課でやつておりましたものを十四名減をしようと思ひます。

また農業改良局普及部の事務合理化に伴ひましては、これもなお変更をお願いしたいと思つておりますが、現在農業改良局の普及部では仕事の内訳を総務監査、地方組織の整備、資格試験、視覚展示編纂、情報関係庶務その他と分けておりました、その分担は以上申しました順序で四、一、二、三、六といふ順序で二十人の定員を持つておりますが、このうち総務監査と宣伝係は各一人を減員をいたしたいと思つております。その定員減は地域の農業試験場と地方の農業試験場及び普及事業、これとの間により緊密な連絡をとるよう普及官といふものを設けたいと思つておりました、将来

は各地域試験場につきましてそれを置きたいと思つておりますが、さしたる本年は二地域試験場に二人の普及官を置きたい。そうして試験研究の成果とエクステンション、普及、応用という面に連絡を強化して、農業生産上資したいと思つておることの一助にしたいと思つておるのであります。

また、競馬監督につきまして旧國營競馬法は競馬を廃止をされまして、過般旧競馬部の定員百十六名のうち五十五名は本省の監督業務として定員を残しまして、残余はあげて中央競馬会に移し変へましたけれども、なおその事務は合理化を以て十五人を減じまして農林省の他の部局の増加要員に充てたいと思つておるのであります。

また、家畜衛生試験場の業務整備をいたしたいと存じておるわけでございますが、これは牛疫血清製造を家畜衛生試験場の赤穂支場において行なつておりましたものを廃止をいたしまして、同支場を閉鎖いたしました、その定員の三十二名中二十五名は家畜衛生試験場部内に配置転換をいたしまして、家畜衛生業務の試験業務に従事いたしますが、七人の減員をいたしたいと思つておるのであります。これらは事業の業務の内容を三十年度につきまして見まして、従来の定員のあり方から四十四名は減少しても妥当であらうと認められるのであります。

一方なお農林行政中増員を要し、業務を強化する必要があることが認められますもの、これを引き充てたいと思つておるものであります。すなわち増員を要し行政の強化をいたしたいと思つておるものは、審査官の増員がその第一でございます。決算委員会等においても

いろいろ御審議、御指導願つておりますが、会計検査院の決算報告によりまして、補助事業を中心にしなして、食糧庁あるいは林野庁等におきましても、会計事務またそれを通じまして、行政効率の非違の指摘を相当されておりました、まことに恐縮に存じておりますが、一方行政事務の実施に当りまして、さらにはそのもとでありましても、種々工夫をこらしたいと思つておりますが、さらに審査行政を一そり充実をいたしまして遺憾のないよう

に資したいと思つておるので、官房の審査室に現在七人の定員がございまして、さらに一名の増員をはかりたいと思つておるのであります。定員の関係上さうまゝにもなりません、なお農地局の業務によりまして二名ぐらゐの實質上の増員をはかりました、また食糧庁にありまします監査課、林野庁にありまします監査課、外局にありましますと、これと連絡をとりまします、会計経理また行政効率の審査の事務の充実を一步進みたいと思つておるわけでございます。

さらに先ほど御説明申し上げました国際協力関係事務のためには二人の増員をいたしたい。

第三点といたしまして、肥料需給安定の事務量の増加のために二名増員をいたしたいと思つておりますが、これは肥料需給安定法の施行によりまして、目下硫酸の需給計画と価格の統制をいたしておるのでございますが、硫酸の生産費をより適切に把握し、価格の適正を期しますためには、最近増産も目立って参りましたし、また複合生産

の関係にあり、また生産増加の多い尿素の生産量及び生産費をより的確に把握する必要があります、その関係をもちまして、従来より二名の増員をいたしたいと思つておるのであります。

第四点に増員をいたしたいと思ひますのは、災害復旧の査定事務の強化をいたしたいと思つておることに伴ひまする十一名の増員がございまして、これは農林委員会でもいろいろと御審議、御指摘をお願いしております。うに、災害復旧につきましては、種々困難なるものもございまして、種々また災害復旧を財政その他の計で限りすみやかに計画的に復旧を進めたいと思つておりますが、従来これの行政の実施に当りまして、とかく災害によりまします被害額の査定、言いかえすと、補助事業の対象をいたしまして復旧率のものといたします査定が、手薄でありますと同時にまた十分にも行われなくて、補助交付後決算後におきましても種々問題が出て参りますのが最近の事情でございます。前年以前の過年度につきましても、なお残事業が何パーセント残つておる、それが金額的に予算面において何パーセントであるかといふことなど、復旧率と残事業率等においても問題がございまして、より強化いたしますように、末端のすでにこれに携わつておる者を督励いたします上に、専門にこの事務に従事する者を十一名増員をいたしたいと思つておるものであります。

第五点といたしまして水理実験事務の強化をいたしたいために四名増員をいたしたいと思つておりますが、これは神奈川県にかねて水理実験所を置いてお

りまするが、だんだんと事業も緒につきて、かつて二十七年におきましては屋内実験をしておりましたが、二十八年から屋外実験施設の建設を始めまして、三十年で施設の方は完成をされるのであります。現在これが定員は三名をもちまして管理、実験をいたしておりますが、さらに四名を増員いたしたいと思ひまするものは、三十年度におきまして七地区、その七地区は屋内で実験を四地区、屋外の実験を三地区の模型実験を行いたいと思つておりますが、このおのにおつて各一名の七人を確保いたしたいと思つておるのであります。最小限度これだけ増員をいたしたいと思つておるのであります。

六番目といたしまして畜産行政の強化に伴ひ増員九名をお願いしたいと思つておりますが、それは畜産技術振興指導強化のために二名、牧野改良の機械化指導のために一名、酪農振興の強化のために二名、畜産物の消費流通改善及び価格安定のために二名、飼料の品質改善の事務がなお研究整備を要する問題が多いのでございまして、その事務の強化のために一名、家畜事業の検査事務の強化のために一名、計九名をお願いしたいと思つておるのであります。

また先ほど申し上げましたが、第七番目といたしまして、都道府県の行政試験研究及び普及事業との連絡を強化いたしますために、地域試験場二カ所に二名の普及官を増員いたしたい、これは関東東山の農業試験場と、北陸の農業試験場に、さしたる二名にいたしたいと思つておるのであります。

右のほかは奄美大島関係の増員になつておるわけでございます。政務次官が要約的に申し上げましたが、さらに増減差引きまして個々の移動で内部的に配置転換のような増減がございまして面を御説明申し上げます。

○委員長(江田三郎君) 御質問でございますか。ちよつと私お尋ねしますが、定員の中で自作農維持資金融通業務の仕事は、今まで何人ぐらいになつておりますか。

○政府委員(安田善一郎君) その関係は農地局と農地事務局で行なつておりますが、既述地につきまして自作農維持創設事務を行なつておる定員が本省で三十九名、事務局で八十五名ありますが、この創設事務につきましてだんだんと特別会計の余裕金をもちまして、充買操作によりまして融資を行なつておりましたので、そのうち本省では二名、地方事務局では十二名、計十四名の人間がやつておることになつております。

○委員長(江田三郎君) もう一ぺんお尋ねしますが、そのうち自作農維持資金融通業務の方をやつておる人から十四人減らすというのでなしに、自作農資金融通に限らず自作農維持創設の業務をやつておる人から十四人減らすことですか。

○政府委員(安田善一郎君) 自作農維持創設関係の事務の中に特別会計の資金融通をしておる職員がございまして、その資金融通をしておる職員が、余裕金運用で自作農維持創設資金の融通とでもいふべきものを土地の充買形式で行なつておつた業務がございまして、それに従事しております者が本省で二名、地方事務局で十二名という

ことになつております。その関係のものでございませう。

○委員長(江田三郎君) そうしますと、今まで特別会計でやつておる資金融通の業務をやつておる人は、これでゼロになることになりませんか。

○政府委員(安田善一郎君) その関係といたしましては、未墾地の買収、またこの土地を開拓入植者に充り渡す事務、既耕地また自創地については、売買その他のお若干出て参りますので、それはなおその外に本省では特別会計課、地方事務局にも同様のものがございまして、その職員はなおこれを十四名を引かして本省では三十七名、地方では七十三名になることになつております。

○委員長(江田三郎君) あなたのさっきの説明で行くと、そういう仕事をやる全体は本省で三十九名、地方で八十五名であるが、資金融通の特別会計の仕事をする者は本省で二名、地方で十二名ということになつて、十四名を農林漁業金融公庫の方へ向けるという、特別会計の資金融通の仕事をしておる人は全部金融公庫の方へ行く、こういうことに解釈する以外にないので、そういう解釈をしたら間違ひではないですか。

○政府委員(安田善一郎君) そりうございませんで、特別会計の運営事務をいたします特別会計によりする資金が動く仕事をいたします者は、本省で三十九名ということになつておるわけでございます。もっと具体的に申し上げますと、農地局の農地課と特別会計課におけるわけでありませう。その全部でございませんで、そのうちの資金融

通、融資と申しまして、融資事務を扱つておりますのは二人と十二人の十四人です。

○委員長(江田三郎君) 何べんでも同じことになるのでしよう。融資の仕事をしておるの二人と十二名であつて、そりうして融資の仕事の公庫に移管したために十四人を送るならば、融資の仕事をしておる二人と十二名全部を送るといふのと、どこが違ひますか。

○政府委員(安田善一郎君) そりうわけでございます。特別会計の融資事務をやつていた諸君は、一応からになるということですね、間違ひないですね、今の説明から行きます。

○政府委員(安田善一郎君) 特別会計における融資事務を行なつておる者はみななくなる、そりうして七人が公庫の方に参りまして、公庫自身にはなおそのほか、全体二十五名ですから、それから七人を引きました十八名が独自に公庫にふえまして、そして十四名のうち公庫へ行く七名を除きました七名は、他の農林省の増加したい人員に引き当てたいと思つておるわけでありませう。

○委員長(江田三郎君) 融資の資金融通をやつておる二名と十二名が全部からになつて、そりうして公庫に行く、あるいは他の方に行くということになる、資金融通の業務というものはなくなるのですか。

○政府委員(安田善一郎君) 特別会計を使つて農地局でやるものはなくなるという事です。

○委員長(江田三郎君) 特別会計による資金融通というものはこれとなくなくなるのですか。

○政府委員(安田善一郎君) そりうわけでございます。

○委員長(江田三郎君) そりうしますと、片一方で新らしく今度自作農維持創設資金が出るけれども、片一方の特別会計による分はこれとなくなくなるのですか。

○政府委員(安田善一郎君) 結論を申しますとなくなるのであります。なくなる理由は、予算でもなくなる、かつ余裕金がなくなるということでありませう。

○委員長(江田三郎君) そりうしますと、何か新らしく二十億円だけ今までよりも自作農の維持なり、創設なりの金がふえるように考へておりましたか、片一方では特別会計の分がなくなるという事でありますから、従つて自作農の維持創設に回る二十億円というものは実質的には二十億円ふえなすから。そりうしてよいですね。

○政府委員(安田善一郎君) 結論はほとんどそれに近いと思ひますが、実体と理解は少しニュアンスが違ふと思つております。と申しますのは、自作農創設特別会計をもちまして資金を供給しようと思つて融資をいたしておりました自作農は、維持資金としまして同特別会計の本来の土地売買の業務の余裕金を一時暫定的にこれを充てて使つた道を別に開いておりました、買った人にそのまま売却しまして、長期償還をするようにいたしておりましたが、その余裕金が本年度はゼロといつてもいいやうになりまして、融資の金がなく

なりました。本来自作農維持創設資金の融資の原資として持つておつたわけではございませんで、余裕金の運用の一方法としておりましたものが、原資がなくなつて参りましたので、その形では、方法も金融業務としては適当でないし、余裕金では安定をしないので、別途これに変わるべき制度と申しますか、別途の制度を立てて、従来の業務はすでに余裕金と原資がなくなつたという事でございませう。

○委員長(江田三郎君) その点非常に大事な点です。ただいまの説明でよくわかりましたが、この点は私どもの理解するところによると、今の説明ではなお特別会計による反当五千円といふああいう売買事務は続くものと理解しておりましたが、それがなくなるといふことがはつきりいたしました、ありがとうございます。

○政府委員(安田善一郎君) 土地の売買の事務は残るわけですが、融資に当る内容のものを暫定的に売買の形でやつておる業務はなくなつたということになります。

○委員長(江田三郎君) もう一つお尋ねしますが、定員がごういふことになつておるが、給与面における昇給と昇格の問題は横行でいろいろ行われておりますが、これは今まで通りの横行でおやりになるのですか、その点はどうなりますか。

○政府委員(安田善一郎君) 本年度は予算の編成の方針といたしまして、政府全体が定期昇給が従来四回であるのを二回にとどめるような内容で昇給財源を見込んでおるというふうにはなつたのでございませう、これは二回しか定期昇給はしないということでは

止等の仕事を行政といたして参りますために、いかに計画を立てて、いかに実施して参つて、いかに効果を十分に現わすかということについて、なお一段の工夫がございませうので、それらの行政のやり方、効果をより明確にしたときに、うんと増員をしたいと思つておられます。

○長谷山行毅君 これは農林省の考査事務というのは非常に重要だと思ひますので、十分その機構なりあるいはその業務の運営の仕方等について御検討願ひたいと思ひます。

○小林孝平君 先ほど委員長が質問されました昇給の件に關連しましてお尋ねいたしますが、統計調査部の常勤労働者の給与は、前年度と比較して今年度は前年と同じになっているわけなんです。それで具体的に昇給ができるのかどうか。

○政府委員(安田善一郎君) 本年度被害調査の拡充に伴ひまして、定員及び常勤労働者について大蔵事務當局とのいろいろ折衝がございましたが、予算の關係もありまして、十分に行かなかつたと聞いておるわけでございますが、別途統計調査部には集計、現地実測等についての人夫賃が相当ございませうが、これとの脱み合いをもちましたり、また人の異動を伴ひましたりしまして、統計調査部が所要の本年度の本定員に準ずる取扱ひの昇給はしたいと言つておられますので、それとこの趣旨を尊重して、省全体として目的を達するに近からしめようと思つておるのではありません。従来常勤労働者でも人の異動がかなりありまして、人ごとに、新旧の人によりましては待遇が多少差があるわけがあります。この異動の中

に従来に近い程度は上るのじゃないかと思つております。詳細は統計調査部長からお願ひします。

○説明員(野田哲五郎君) 官房長の御答弁がかなり詳細でありましたので、私としてつけ加えるものも少いのであります。官房とも打ち合せいたしましたので、常勤労働者に対する待遇を定員の職員の待遇に近づかしていきつていくことに努力いたすつもりでございます。財源につきましては、ただいまお話のようなことも考慮してやりたいつもりでございます。

○小林孝平君 これは先ほど言いましたように、資料をいただきましてからやりませうけれども、先ほどのお話ではその人夫賃というのは今年度被害調査をやるのに人数が足りないから、その人夫賃でもって補うような話だったけれども、人数も補ひ、また昇給も補ひ、何でもかんでもその人夫賃でやれるわけなんです。そんなにたくさん余剰があるのですか。

○説明員(野田哲五郎君) 人夫賃につきましては被害の調査に限ります。面積の調査、作況の調査等もございまして、全体として約二億程度の予算を取るわけでございます。これは一定の単価で積算してありますけれども、仕事の種類によりましては、その支払い額は上下いたしますので、さういふ点で調節をはかつていくつもりであります。

○政府委員(安田善一郎君) 小林委員のただいまの点は余剰はないのであります。従来の慣例的には余剰はないのであります。人夫賃の方は延べ人日を出してあります。常勤労働者になりまして、これは長期に特定の人が続いて

職員として勤務するのでございまして、その一人の人の待遇をよくするよりに常勤的ならしめて延べ人日でまかなうようなふうにして行つて、待遇改善をはかりたいと思つております。かつまた仕事の量もそれでカバーしたいと思つておるわけでありませう。

○小林孝平君 そのやり方はよくわかつておるのです。ただその人夫賃を、さつき常勤労働者が足りない、被害調査をやるのに足りないからその不足分はその人夫賃を使つてやると、こゝういふお話だったので。それで、これはだいたい余剰があると思つておつたら、この人次の方もそれでやる、さらに昇給の方もそれでやるということ、相当余裕があるのではないかと、こゝういふふうに考えましたので、そういうことができればそれで文句はないのですが、まあ将来できるかどうか、この次資料をいただきましてから一つお尋ねいたします。

○三橋八次郎君 増員の方でございませうが、先ほど官房長の説明によりまして、普及官の設置と、これは普及員と仕事の内容は違わぬじゃないですか。○政府委員(安田善一郎君) 私の説明は言葉足らずであつたかと思ひます。新しい意味の、かりに名前をつけますれば普及官ともいふものという意味で申し上げましたが、改良普及事業の職員とは違ひます。もつと恒久業務と申しますか、地域試験場で成果を得ましたようなものをそしやくして、これを一般に普及せしめることの方によく結び付き得るような恒久的な仕事を持つておるわけでございます。

○三橋八次郎君 この修正増員要求という資料を見ますと、普及官というの

は十六名要求しておるのでございまして、それから今の第十四番目に書いておられますのはこれは項目が違つておるのでございませうが、仕事の目的も違ふらうですが、あの方を生かして前の仕事もしようということでございますか、いかがでございますか。

○政府委員(安田善一郎君) それは別に考えまして将来を期して両方を拡充しようと思つておるわけでございます。

○三橋八次郎君 将来と申しましても、今度の地方試験研究機関と国の試験研究機関との連絡強化のためのこれと、それから要求されておられます十六人というのは、普及員との連絡強化をはかるという意味でございますか。

○政府委員(安田善一郎君) そゝういふところまで持つて行きたいと思つております。

○三橋八次郎君 これは部分的でありませうが、これは将来全国に及ぼすといふような御計画があるのですか。

○政府委員(安田善一郎君) 全国の各地域試験場でございませうか……。

○三橋八次郎君 これは今年度分はえらい地域的に片寄つているように思ひますが、全く環境の違つた所でこゝういふ試みをやってみるといふような御計画はないのですか。

を議題にいたしましたと思つておりましたが、だいぶ時間がおそくなりましたからあすに回しまして、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時五十一分散会